

(別紙)

○「ゲノム編集飼料等の飼料安全上の取扱いについて」(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省消費・安全局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱いについて</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(別添)</p> <p>ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱い要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 届出及び公表する情報</p> <p>(1) 届出対象となるゲノム編集飼料について、開発者等が農林水産省に届出を行う情報は以下のとおりとする。</p> <p>① 開発したゲノム編集飼料の品目・<u>品種名</u>及び概要(利用方法、<u>目的</u>)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ <u>ゲノム編集技術による DNA</u> の変化が既知の毒性物質の増加を生じないことの確認に関する情報</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(2) ゲノム編集飼料添加物について、開発者等が農林水産省に届出を行う情報は以下のとおりとする。</p>	<p>ゲノム編集飼料等の飼料安全上の取扱いについて</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱い要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 届出及び公表する情報</p> <p>(1) 届出対象となるゲノム編集飼料について、開発者等が農林水産省に届出を行う情報は以下のとおりとする。</p> <p>① 開発したゲノム編集飼料の品目・<u>品種</u>及び概要(利用方法・<u>目的</u>)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ <u>確認された DNA</u> の変化が既知の毒性物質の増加を生じないことの確認に関する情報</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(2) ゲノム編集飼料添加物について、開発者等が農林水産省に届出を行う情報は以下のとおりとする。</p>

① 開発したゲノム編集飼料添加物の品目名

②～⑤ (略)

(3) ゲノム編集飼料について、農林水産省が公表する情報は以下のとおりとする。

①・② (略)

③ 利用したゲノム編集技術及び遺伝子改変の概要

④ ゲノム編集技術による DNA の変化が家畜の健康及び畜産物を通して人の健康に悪影響を及ぼすおそれがないことを確認した旨

⑤・⑥ (略)

(4) ゲノム編集飼料添加物について、農林水産省が公表する情報は以下のとおりとする。

①・② (略)

③ 利用したゲノム編集技術及び遺伝子改変の概要

④・⑤ (略)

6. 後代交配種の取扱い

ゲノム編集飼料として届け出た品種に対して従来品種等*を伝統的な育種法により掛け合わせた後代交配種については、事前相談及び届出は求めないこととする。

① 開発したゲノム編集飼料添加物の品目・品種及び概要(利用方法・目的)

②～⑤ (略)

(3) ゲノム編集飼料について、農林水産省が公表する情報は以下のとおりとする。

①・② (略)

③ 利用したゲノム編集の方法及び遺伝子改変の概要

④ 確認された DNA の変化が家畜の健康及び畜産物を通して人の健康に悪影響を及ぼすおそれがないことを確認した旨

⑤・⑥ (略)

(4) ゲノム編集飼料添加物について、農林水産省が公表する情報は以下のとおりとする。

①・② (略)

③ 利用したゲノム編集技術と遺伝子改変の概要

④・⑤ (略)

6. 後代交配種の取扱い

ゲノム編集飼料として届け出た品種に対して従来品種等*を伝統的な育種法により掛け合わせた後代交配種であって、次の①から③までのいずれかに該当するものは、届出を求めることとする。

① ゲノム編集技術により新たに獲得された性質が後代交配種において変化しているもの。

② 亜種間での交配が行われているもの。

③ 形質を変化させたことにより、家畜等への給与量、飼料として使用する部位又は加工法等の変更があるもの。

なお、これまで食品又は飼料として安全に使用された実績又は安全確認の実績がある生物以外のもの(魚介類等)については、その後代交配種について、事前に畜水産安全管理課へ問い合わせることとし、ゲノム編

※ 従来品種に加え、既にゲノム編集飼料として届け出た品種、及び組換え DNA 技術を利用して得られた飼料等の安全確認を受けた品種

7 (略)

別紙 1 - 1 (事前相談様式: 飼料)

(略)

「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領について」(令和 2 年 2 月 7 日付け元消安第 4605 号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、下記のゲノム編集飼料について事前相談を申し込みます。

記

名称

①～③ (略)

④ ゲノム編集技術による DNA の変化が畜産物を通じた人の健康又は家畜等の健康に悪影響を及ぼす既知の毒性物質の増加を生じないことの確認

確認済み 未確認

⑤・⑥ (略)

別紙 1 - 2 (事前相談様式: 飼料添加物)

(略)

集飼料等として届け出る必要があると審議会等により判断された場合は、届出を求めることとする。

※ 従来品種に加え、既にゲノム編集飼料として届け出た品種、及び組換え DNA 技術を利用して得られた飼料等の安全確認を受けた品種

7 (略)

別紙 1 - 1 (事前相談様式: 飼料)

(略)

「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領」(令和 2 年 2 月 7 日付け元消安第 4605 号農林水産省・消費安全局長通知)に基づき、下記のゲノム編集飼料について事前相談を申し込みます。

記

名称

①～③ (略)

④ 確認された DNA の変化が畜産物を通じた人の健康又は家畜等の健康に悪影響を及ぼす既知の毒性物質の増加を生じないことの確認

確認済み 未確認

⑤・⑥ (略)

別紙 1 - 2 (事前相談様式: 飼料添加物)

(略)

「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領について」
(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、下記のゲノム編集飼料添加物について事前相談を申し込みます。

記

名称

- ① 開発した飼料添加物の品目名
②～⑥ (略)

(略)

別紙2 (回答様式)

事務連絡
年 月 日

〇〇 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

〇〇より相談のあった××について、以下のとおり回答します。

御相談のゲノム編集飼料等については、

「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領」(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省・消費安全局長通知)に基づき、下記のゲノム編集飼料添加物について事前相談を申し込みます。

記

名称

- ① 開発した飼料添加物の品目名及び概要 (利用方法、利用目的)
②～⑥ (略)

(略)

別紙2 (回答様式)

事務連絡
年 月 日

〇〇 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

〇〇より相談のあった××について、以下のとおり回答します。

御相談のゲノム編集飼料等については、

(1) 届出の対象に該当します。「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領について」(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、届出を行ってください。

(2) (略)

(3) 「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領について」(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省消費・安全局長通知) 3の(1)の①、②に該当します。

別紙3-1 (届出様式: 飼料)

(略)

「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領について」(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、下記のゲノム編集技術について営業上の使用に先立ち届出をします。

(略)

別紙3-1 (公表様式: 飼料)

(略)

別紙3-2 (届出様式: 飼料添加物)

(1) 届出の対象に該当します。「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領」(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省・消費安全局長通知)に基づき、届出を行ってください。

(2) (略)

(3) 「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領」(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省・消費安全局長通知) 3の(1)の①、②に該当します。

別紙3-1 (届出様式: 飼料)

(略)

「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領」(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省・消費安全局長通知)に基づき、下記のゲノム編集技術について営業上の使用に先立ち届出をします。

(略)

別紙3-1 (公表様式: 飼料)

(略)

別紙3-2 (届出様式: 飼料添加物)

(略)

下記のゲノム編集飼料添加物については、「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領」(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、下記のゲノム編集飼料添加物について営業上の使用に先立ち届出をします。

記

名称

開発者等(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

備考

① 品目名

② 利用したゲノム編集技術及び改変の内容

③・④ (略)

別紙3-2(公表様式:飼料添加物)

(略)

別紙4(商品化届出様式)

(略)

下記のゲノム編集飼料添加物については、「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領」(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省・消費安全局長通知)に基づき、下記のゲノム編集飼料添加物について営業上の使用に先立ち届出をします。

記

名称

開発者等(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

備考

① 開発した飼料添加物の品目名及び概要(利用方法、利用目的)

② 利用したゲノム編集の方法及び改変の内容

③・④ (略)

別紙3-2(公表様式:飼料添加物)

(略)

別紙4(商品化届出様式)

(略)

「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領について」
(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省消費・安全局長通知)
に基づき、下記のゲノム編集飼料等について販売を開始したことの届出
をします。

(略)

(略)

「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領」(令和2
年2月7日付け元消安第4605号農林水産省・消費安全局長通知)に基づ
き、下記のゲノム編集飼料等について販売を開始したことの届出をしま
す。

(略)